

葉山町  
教育支援教室  
(ヤシの実)  
ガイドブック

令和3年7月  
葉山町教育委員会

## はじめに

本書は、葉山町教育支援教室の概要や利用方法等を改めて整理したものであり、当該施設の果たす役割を広く周知するとともに、利用の流れを案内するために作成したものです。

不登校の児童・生徒につきましては全国的に増加傾向であり、町においても令和元年度末時点で約 50 名の児童・生徒が何らかの事情で不登校となっています。そのうち例年 10 数名（令和元年度は 13 名）が教育支援教室に通室して学習や様々な活動に取り組んでいます。

文部科学省では「不登校については、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こりうること」であり、「教育委員会は、不登校児童生徒に対する適切な支援を行わなければならない」としており、本町においても平成 4 年に「葉山町適応指導教室」を設置して、支援に取り組んできたところです。令和 2 年 4 月には上山口小学校の校舎内に新たな教育支援教室として再整備しました。今後は、この充実した設備・環境の効果的な活用に向けた教室運営の工夫改善に取り組んでまいります。

不登校支援についてはまだまだ改善が見込める部分があり、本書の改訂作業を通して、教育委員会と教育支援教室との連携や取組の充実を図るとともに、パンフレットやホームページの作成などを通して、より多くの方々に施設の役割をご理解いただけるよう努めてまいります。

# 目次

## 本編

1 教育支援教室とは .....	1
2 支援の方針 .....	1
3 所在・開室日等 .....	2
4 通室の対象 .....	2
5 通室(退室)までの流れと、段階に応じた支援 .....	3
6 個別指導計画の作成 .....	5
7 活動の概要 .....	5
8 「ヤンの実」での生活等 .....	6
9 学校との連携 .....	7
10 自然災害等への対応 .....	8
11 沿革 .....	8

様式集 .....	9
-----------	---

## 資料

1 児童・生徒の安全について 令和2(2020)年度 .....	16
2 フロアーマップ .....	18

# 1 教育支援教室とは

教育支援教室（以下「支援教室」という）は、不登校児童・生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等を柱として、社会的自立を目指すための相談及び指導を行う公の施設です。

〈教育支援教室の通称「ヤシの実」について〉

「ヤシの実」は教育支援教室の通称です。  
明るく開放的なイメージと、社会に根を張って大きな木に成長するようにという願いを込めて、通室している子どもたちと指導員で考えてつけた名前です。

# 2 支援の方針

不登校児童・生徒の社会的自立に資することを目的に、以下を方針とします。

- 児童・生徒の立場に立ち、人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談及び指導を行います。
- 相談に関しては、共感的な理解に立ちつつ、児童・生徒の自立を支援する立場から実施します。
- 各教科等の学習指導に関しては、在籍校とも連絡をとり、支援教室及び児童・生徒の実情に応じて実施します。
- 指導内容は、児童・生徒の実態に応じて適切に定め、個別指導と併せて支援教室及び児童・生徒の実情に応じて集団指導を実施するものとするものとし、その際は、児童・生徒の実情に応じて体験活動を取り入れます。
- 支援教室は、不登校児童・生徒の保護者に対して、不登校の態様に応じた適切な助言・援助を行います。

### 3 所在・開室日等

所在等	〒240-0115 神奈川県三浦郡葉山町上山口114番地の2 TEL/FAX 046 (878) 7727 MAIL kenkyu@hayama.yknet.ed.jp	
開室	学校の休業日を除く	9:00～15:30
日課	登校時間	9:00～10:00
	朝の会(HR)	10:00～10:10
	教科学習Ⅰ	10:10～10:55
	教科学習Ⅱ	11:10～11:55
	昼食・休憩	12:00～12:55
	探求の時間	13:00～14:20
	帰りの会	14:20～14:30
	放課後(最終下校)	14:30～15:30

### 4 通室の対象

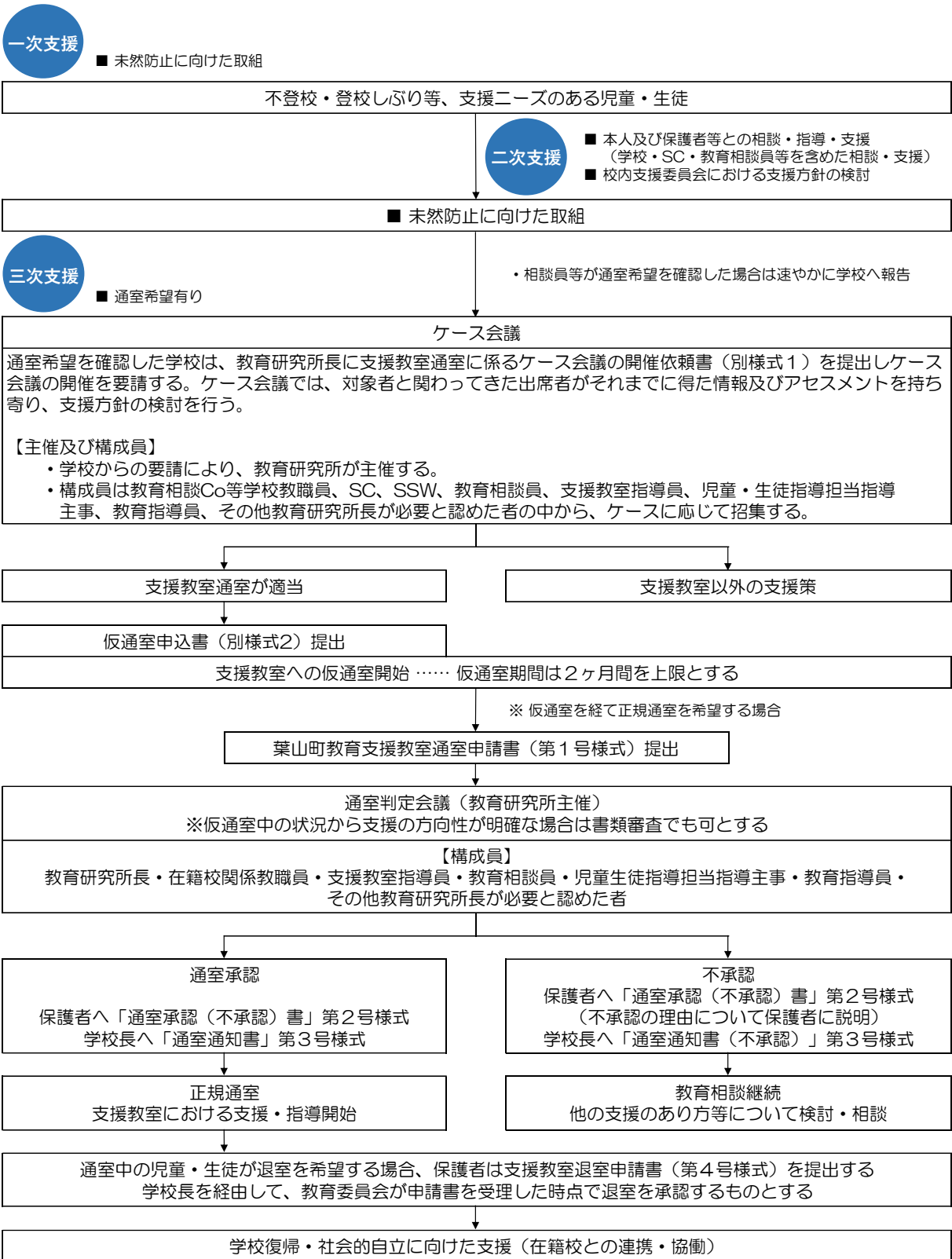
葉山町立小中学校に在籍する児童・生徒の内、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあり、通室判定会議において支援教室への通室が適切と認められる児童・生徒が対象です。

#### 〈通室承認の基準〉

- (1) 健康面において支援教室への通室・学習・活動に支障がないこと。
- (2) 学習及びその他の指導・支援において、支援教室が適切であると認められること。
- (3) 他の通室児童・生徒と協調できること。

\* 特別支援学級に在籍する児童・生徒は、特別支援教育についてより専門性の高い教員が配置され、支援教室より手厚い指導体制となっているため、主に上記(2)の観点から通室は承認しません。

# 5 通室（退室）までの流れと、段階に応じた支援



## 一次支援

### 未然防止に向けた取組

誰にとっても魅力的な学校づくりが、不登校だけでなく様々な問題の未然防止という観点からも、極めて重要です。充実した学校生活を目指し、「わかる授業」の工夫、全ての子どもたちが存在感を得られる「居場所づくり」、豊かな人間関係作りを後押しする「絆づくり」に取り組めます。

## 二次支援

### 教育相談 等

日常的な行動観察や教育相談等を通して、子どもたちの困り感の「早期発見・早期対応」に努めます。対応にあたっては、担任だけではなく「チーム学校」の体制で、確かな子ども理解に基づき、子どもに寄り添った視点で困り感を解消する方策を検討し、支援します。

## 三次支援

### 葉山町教育支援教室への通室

学校へ行けなくなった子どもたちへの支援策の一つとして教育支援教室があります。支援教室では、共感的理解と受容の姿勢をもち、子どもたち一人ひとりの状況に応じた支援を行います。学校復帰という結果のみを目標にせず、子どもが自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指します。

## 6 個別指導計画の作成

児童・生徒一人ひとりの状況に応じた柔軟で無理のない指導計画を立て、長期的な視点に立って指導をします。指導計画の作成に当たっては、スクールカウンセラーや医師等の助言を参考に、在籍学級担任及び保護者の意見等も考慮して作成します。

(※様式「別様式3」個別指導計画)

## 7 活動の概要

### (1) 活動概要

教科学習以外の社会性の育成、生活習慣改善等を目的とする個別または集団活動を以下のとおり実施します。

- ▶ ハイキング・スポーツ・自然体験活動等の校外学習
- ▶ 調理実習・ものづくり等、文化的体験活動
- ▶ ホームルーム・総合学習・一般教養学習

(注) 通室児童・生徒には、支援教室における生活及び校外活動に際して、指導事項を遵守し、安全と親和的態度を大切にするよう指導します。

### (2) 年間行事（例年の主な活動例）

4月	オリエンテーション	8月	生活習慣、学習状況などの確認・支援のため3日間程度開室します	12月	試験週間勉強会
	塚山公園花見ハイキング				調理実習
	調理実習				テニス
	テニス				ビーチコーミング
5月	環境美化活動	9月	総合：「災害対策」	1月	テニス
	中学生勉強会		テニス		高校見学
	調理実習		調理実習		大楠山ハイキング
	上山口散策		英単語コンテスト勉強		卒業制作作業
6月	国際村パークハイキング	10月	下山川で魚釣り	2月	調理実習
	横須賀市自然・人文博物館		立石海岸石拾い		田浦梅林ハイキング
	テニス		試験週間勉強会		テニス
7月	体育館スポーツ	11月	クロスワードパズル	3月	HR:自分を考える授業
	県立近代美術館 葉山館		「ヤシの実」ルールの話		テニス
	夏休オリエンテーション		みかん狩り		卒業遠足



## 8 教育支援教室（ヤシの実）での生活等

### （1）通室

- 通室は、バス利用・保護者の送迎等、保護者の責任において適切な方法を講じていただきます。
- 安全上の理由により、自転車の使用は禁止します。
- 通室のために通学定期券を購入した場合、町がその費用の4分の1に相当する額を助成します（葉山町就学援助費受給者については2分の1）。詳細については葉山町教育支援教室通室費助成金給付要綱に定めます。
- 遅刻、欠席の連絡については、10:00までに保護者から支援教室指導員へ連絡していただきます。

### （2）持ち物

- うわばき（学校指定のものでなくても構いません）
- 教科書・ワークブック（学校で配付されたもの）
- 弁当・飲み物
- その他学習・活動に必要なもの

### （3）教材費及び諸経費

主として制作授業で使う教材費と校外活動等の活動費（※注）を収集させていただきます。その他に調理実習の食材費等を集めることもあります。その都度お知らせ致します。

年度末に会計報告をし、残金があればお返し致します。

（注）令和2年度は月々400円です。

### （4）学習・行事予定表の配付

毎週金曜日に、翌週の予定表を配付します。

校外学習で「ヤシの実」以外に集合する場合や、調理実習で弁当が不要の日もありますので、予定表を見てご確認ください。

## (5) 持病・アレルギー等

持病や食物アレルギー等、児童・生徒の健康・安全に関して配慮すべき事項がある場合、保護者は必ず支援教室指導員に報告し、十分な連携を図ります。  
体調不良、けが等の場合は保護者に連絡し、迎えに来ていただくことになります。

## (6) 保護者会

年に1～2回、将来に向けた社会的自立を視野に入れて学習会・懇談会を開いています。

## (7) その他

通室児童・生徒及びその保護者等には、支援教室に在籍する児童・生徒名など、支援教室において知り得た個人情報等を流出させないようお願いします。

# 9 学校との連携

- 在籍校には、月ごとに出席・個別学習・集団活動の状況を報告します。
- 支援教室に通室した日は、学校への出席扱いとします。

### 〈参考〉

「不登校児童・生徒への支援の在り方について（文科省通知）」令和元年10月25日 不登校児童・生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、…（中略） 校長は指導要録上出席扱いとすることができる。
---

- 支援教室への通室は「学校管理下」と認められるため、万一の災害等に際してはスポーツ振興センター災害共済給付制度が適用されます。
- 在籍学級の担任をはじめ学校とは日常的に連絡を取り、学校・学年行事や学習進度、定期試験等についての情報を共有します。
- 在籍校においても、通室児童・生徒との関わりが希薄にならないよう留意し、引き続き指導・支援を行います。

## 10 自然災害等への対応

- 地震・台風等、予想される災害については基本的に学校と同じ対応とします。
- 教育支援教室の児童・生徒は自宅が遠いケースが多く徒歩での帰宅が困難なこと、また指導員数が少ないため児童・生徒に付き添っての集団下校は出来ないことから、登録者への「引き渡し」を基本とします。（巻末資料1参照）
- 児童・生徒の安全を担保するため、「引き渡し」は、予め登録されている人に行います。保護者であっても登録されていない場合は引き渡しできません。

（※巻末資料1 児童・生徒の安全について 令和2（2020）年度）

## 11 沿革

1992年（平成4年）4月	<p>上山口小学校旧校舎内に「葉山町適応指導教室」を開室</p> <p>* 教育研究所「教育研究収録」においては「適応指導教室」に代わる通称として下記の教室名が使用されてきた</p> <p>2005年（平成17年） 相談教室（教育支援センター）                  2013年（平成25年） 相談教室「ヤシの実」（葉山町教育支援センター）                  2016年（平成28年） 葉山町教育支援センター「ヤシの実教室」</p>
2016年（平成28年）10月	葉山町教育支援センター「ヤシの実教室」運営要項制定
2020年（令和2年）3月	<p>* 葉山町教育研究所設置条例一部改正                  第4条（略）                  2 教育研究所に、次の機関を置く。                  名称 葉山町教育支援教室</p>
2020年（令和2年）4月	<p>上山口小学校本校舎1階に移転                  「葉山町教育支援教室」の名称使用</p> <p>* 葉山町教育支援教室運営規則並びに葉山町教育支援教室（ヤシの実）ガイドブックを制定</p>

# 様式集

第1号様式（第6条関係）

葉山町教育支援教室 通室申請書（新規・継続）

年 月 日	
葉山町教育委員会 様	
申請者（保護者）	
住 所	
次の者の、葉山町教育支援教室への通室について申請します。	
学校名・学年・組	葉山町立 学校 第 学年 組
児童・生徒 氏名	フリガナ
	氏 名 性別（ ）
生年月日・年齢	年 月 日（ 歳）
電 話 番 号	自宅 緊急連絡先
申 請 理 由	
食物アレルギー等 健康上の特記事項	

上記児童・生徒の葉山町教育支援教室への通室申請について、承知しました。

年 月 日

葉山町立 学校

校 長

第2号様式（第7条第3項関係）

葉山町教育支援教室 通室 承認・不承認 書

年 月 日	
様	
葉山町教育委員会 印	
年 月 日に申請のありました葉山町教育支援教室への通室につきまして、 次のとおり 承認 不承認 としたので通知します。	
学校名・学年・組	葉山町立 学校 第 学年 組
児童・生徒 氏名	フリガナ
	氏 名 性 別 ( )
生年月日・年齢	年 月 日 ( 歳)
通室開始日	年 月 日
通室期間	年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	
〔不承認の場合 その理由〕	
	( 年 月 日の 通室判定会議で決定しました。)

第3号様式（第7条第3項関係）

## 葉山町教育支援教室 通室通知書

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>葉山町立 校長 様</p> <p style="text-align: right;">葉山町教育委員会 印</p> <p>次のとおり、葉山町教育支援教室への通室を 承認 不承認 としたので通知します。</p>	
学校名・学年・組	葉山町立 学校 第 学年 組
児童・生徒 氏名	フリガナ
	氏 名 性別 ( )
生年月日・年齢	年 月 日 ( 歳)
保護者 氏名	
通室開始日	年 月 日
通室期間	年 月 日 ～ 年 月 日
備 考	
(不承認の場合 その理由)	( 年 月 日の 通室判定会議で決定しました。)

第4号様式（第10条関係）

葉山町教育支援教室 退室申請書

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>葉山町教育委員会 様</p> <p style="text-align: center;">申請者（保護者）</p> <hr/> <p style="text-align: center;">住 所</p> <hr/> <p>次の者の、葉山町教育支援教室の退室について申請します。</p>	
学校名・学年・組	葉山町立 学校 第 学年 組
児童・生徒 氏名	フリガナ
	氏 名
性別	性別（ ）
生年月日・年齢	年 月 日 （ 歳）
電話番号	自宅 緊急連絡先
通室期間	年 月 日 ～ 年 月 日
退室日	年 月 日
退室理由	

上記児童・生徒の葉山町教育支援教室への退室申請について、承知しました。

年 月 日

葉山町立 学校

校 長



## 支援教室通室に係るケース会議の開催依頼書

教育研究所長 様

下記の児童・生徒及びその保護者から支援教室通室についての希望がありました。  
つきましては支援教室通室に係るケース会議を開催して下さるよう、お願いいたします。

年 月 日

葉山町立	学校
担当者	

対象児童・生徒	年 組	氏 名
【不登校・登校しぶりの始まり】		小 中 学校 年 月 頃
【考えられる原因・きっかけ】	<input type="checkbox"/> 友人関係・学業不振等学校生活に関わること <input type="checkbox"/> 親子関係・家庭環境等家庭生活に関わること <input type="checkbox"/> 病気・不安・生活習慣等本人に関わること <input type="checkbox"/> その他 ( )	
【直近3ヶ月の欠席日数】		
( ) 月 日欠席	( ) 月 日欠席	( ) 月 日欠席
【本人および保護者への支援の概況】		
	本人 (主な内容)	保護者 (主な内容)
学級担任	<input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/> ( )
SC	<input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/> ( )
養護教諭	<input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/> ( )
他 ( )	<input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/> ( )
【支援委員会での検討】 <input type="checkbox"/> 実施 (内容 ) <input type="checkbox"/> 未実施		
【支援教室通室希望の確認】		
<input type="checkbox"/> 本人 ( 月 日) <input type="checkbox"/> 保護者 ( 月 日)		
【支援教室通室に対する本人の意欲】		
<input type="checkbox"/> 積極的 <input type="checkbox"/> 消極的 <input type="checkbox"/> どちらとも言えない		
【支援教室通室に対する保護者の意欲】		
<input type="checkbox"/> 積極的 <input type="checkbox"/> 消極的 <input type="checkbox"/> どちらとも言えない		
【行動や様子】		
<input type="checkbox"/> まじめ	<input type="checkbox"/> いつもおとなしい	<input type="checkbox"/> 無気力ないし消極的
<input type="checkbox"/> 集中が持続しない	<input type="checkbox"/> いじめ被害の経験あり	<input type="checkbox"/> 虐待経験あり
<input type="checkbox"/> 過度の甘えや依存がある	<input type="checkbox"/> いじめ加害の経験あり	<input type="checkbox"/> 発達上のつまづきがある

(別様式2)

葉山町教育支援教室 仮通室申込書

葉山町教育研究所長 様

年 月 日

申請者 氏名
児童・生徒との続柄 ( )

児童・生徒氏名	ふりがな	生年月日	年 月 日
		性別	男 ・ 女
在籍校・学級	葉山町立	学 校	年 組
保護者氏名		電話番号	
現住所	三浦郡葉山町		
主な交通手段	(自宅最寄りのバス停記入)		
緊急時の連絡先	氏 名 及び児童・生徒との関係	電話番号	備 考
	( )		
	( )		
学校へ行けなくなり始めた時期	小学校・中学校 年生 月 頃		
児童・生徒が学校に行けなくなった理由・きっかけ・心情等について、保護者の方が感じていることをお書きください。			
食物アレルギーや治療中の疾病等、健康・安全にかかわる配慮事項がありましたらお書きください。			
<input checked="" type="checkbox"/>	通室についての留意事項 (ご確認の上、チェックボックスに <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください)		
	(1) 通室(登下校)については保護者の責任において、朝は9:00~10:00の間に登校し、放課後は3:30までに下校できるようにしてください。		
	(2) 災害や急な傷病等、緊急対応が必要なときは保護者に迎えに来ていただくことがあります。「緊急時の連絡先」には、連絡がつながりやすいよう、なるべく複数人お願い致します。		
	(3) 支援教室で知り得た個人情報等についてはみだりに教室外へ持ち出さないようお願い致します。		
	(4) 仮通室期間は最長2か月です。この期間を経て正規通室を希望される場合は、改めて「教育支援教室 通室申請書」を提出していただき、「通室判定会議」での承認を得る必要があります。		

(別様式3)

### 個別指導計画

学校		年 組	氏名
通室判定会議実施日 年 月 日		通室状況 日/週 日/月	
本人の願い			
保護者の願い			
専門家（医師・臨床心理士等）の見立て			
	現在の状況	中期・長期目標	
学習面			
生活面			
社会性 対人関係			
成果が見られた こと 今後の課題			

資料

## 児童・生徒の安全について 令和3(2021)年度

教育支援教室 保存版

		登校前	登校後	備考
風水害 (大雨・暴風・大雪・ 洪水等)		<p>葉山町に<b>暴風警報</b>が発令された場合 <b>大雪警報</b>あるいは<b>暴風雪警報</b>が発令された場合 <b>大雨警報</b>と<b>洪水警報</b>が<b>両方</b>発令された場合</p> <p>午前6時30分時点で上記警報発令中 ⇓ <b>臨時休校(町内小中学校全校)</b> ◎原則、学校(支援教室)からの連絡はありません。 注意報が発令された場合 ⇓ 通常授業 ◎支援教室からの連絡はありません ◎地域や通学路の状況を各家庭で判断し、無理な登校をさせないでください。(この場合、欠席扱いにしません)</p>	<p>葉山町に<b>暴風警報</b>が発令された場合 <b>大雪警報</b>あるいは<b>暴風雪警報</b>が発令された場合 <b>大雨警報</b>と<b>洪水警報</b>が<b>両方</b>発令された場合</p> <p>◎教育委員会との協議に基づき警報解除後もしくは適切な時期に下校を実施します。 ◎下校させることが危険と判断した場合は、教室に待機させ引き渡しを行います。</p>	<p>◎左記の対応については、状況に合わせて変更する場合もあります。</p> <p>◎家庭に保護者が不在の場合、どのように行動したら良いか、ご家庭で話し合っておいてください。</p> <p>◎危険な場所について、ご家庭で確認をお願いします。</p>
大地震	発生したとき	<p><b>震度5弱以上</b>の地震が発生したら、当日は臨時休校とします。 ◎教室から連絡があるまで、翌日以降の登校は見合わせてください。 ◎登下校中は安全確保し、安全な場所に避難し、支援教室か自宅か、近い方に避難してください。 ◎津波の危険がある場合は、その情報も良く判断してください。</p>	<p>◎教育委員会との協議に基づき適切な時期に下校を実施します。 ◎下校させることが危険と判断した場合は、教室に待機させ引き渡しを行います。 ◎メール配信や連絡網が使用できない場合があります。ニュース、防災無線等で情報を確認してください。</p>	
	南海トラフ地震 臨時情報	<p>南海トラフ地震の発生の後に、さらなる地震の発生を予測して <b>巨大地震警戒</b> あるいは <b>巨大地震注意</b> という臨時情報が出された場合、<b>臨時休校とする可能性があります。</b> (ニュース、防災無線等で確認してください)</p>	<p>◎下校は、引き渡しで行います。  ◎ニュース、防災無線等で情報を確認してください。</p>	
特別警報 発令時		<p>◎登校させない。 ◎登下校中に「特別警報発令」を途中で知った場合は、自宅へ戻る。(支援教室の方が近い場合は教室へきて、教室待機) ◎わからなかったら、そのまま支援教室へ。(教室待機)</p>	<p>◎支援教室待機 「特別警報」が解除された後も警報の発令状況や災害の状況、および起床・通学路の情報に関わる情報収集をして、下校させられる判断ができるまで教室待機。 ◎保護者への引き渡し 「緊急時生徒引き取りカード」により保護者に引き渡す。</p>	<p>※裏面もご覧ください</p>

## その他

### 1 急激な気象状況の変化

昨今、大気の状態の不安定などにより、局地的な大雨や雷・竜巻など一時的に様々な気象の変化が起きています。

その場合に関しては、学校（支援教室）より特に連絡がない場合は以下の通りとして対応をお願いいたします。

- (1) 基本的に学校は通常通りです。しかし、登校に際しては保護者の判断で、登校を見合わせる、または安全な状況になってから登校させる等していただいて構いません。その場合は、遅刻や欠席の扱いにはいたしませんので学校への連絡をお願いいたします。
- (2) 生徒の安全を第一に考えた対応をお願いいたします。

### 2 授業時間外の「Jアラート」対応 (H29 (2017) . 9. 10. 5 追記)

#### (1) 学校外で「Jアラート」が発令された場合

生徒が自宅にいる時に神奈川県に「Jアラート」が発令された場合

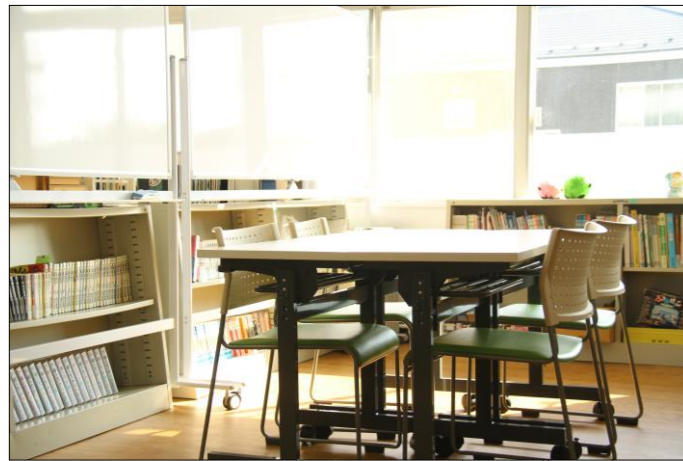
- ・行政やテレビ等からの報道指示に従って、避難行動等行ってください。
- ・「Jアラート」では、「上空通過」、「落下」等の続報とともに、直ちに避難する、屋内避難の継続、解除等の連絡があります。

#### (2) 登校前の場合

・神奈川県を含む地域に「Jアラート」が発令された場合は、学校からの連絡(メール配信等)や指示があるまで「自宅待機」してください。

#### (3) 登下校中に神奈川県を含む地域に「Jアラート」が発令された場合

- ・最寄りに丈夫な建物があればそこへ避難する。あるいは学校と自宅のより近い方に行く。
- ・登校した生徒については学校で待機させます。その後、引き渡し等の何らかの対応をお願いする場合には学校より連絡をします。(通信が不通で学校からの指示が届かない、安全が確認されない場合は、引き渡し対応とします。安全を確認の上学校(支援教室)まで引き取りに来てください。)



教室



調理室



外観



トイレ



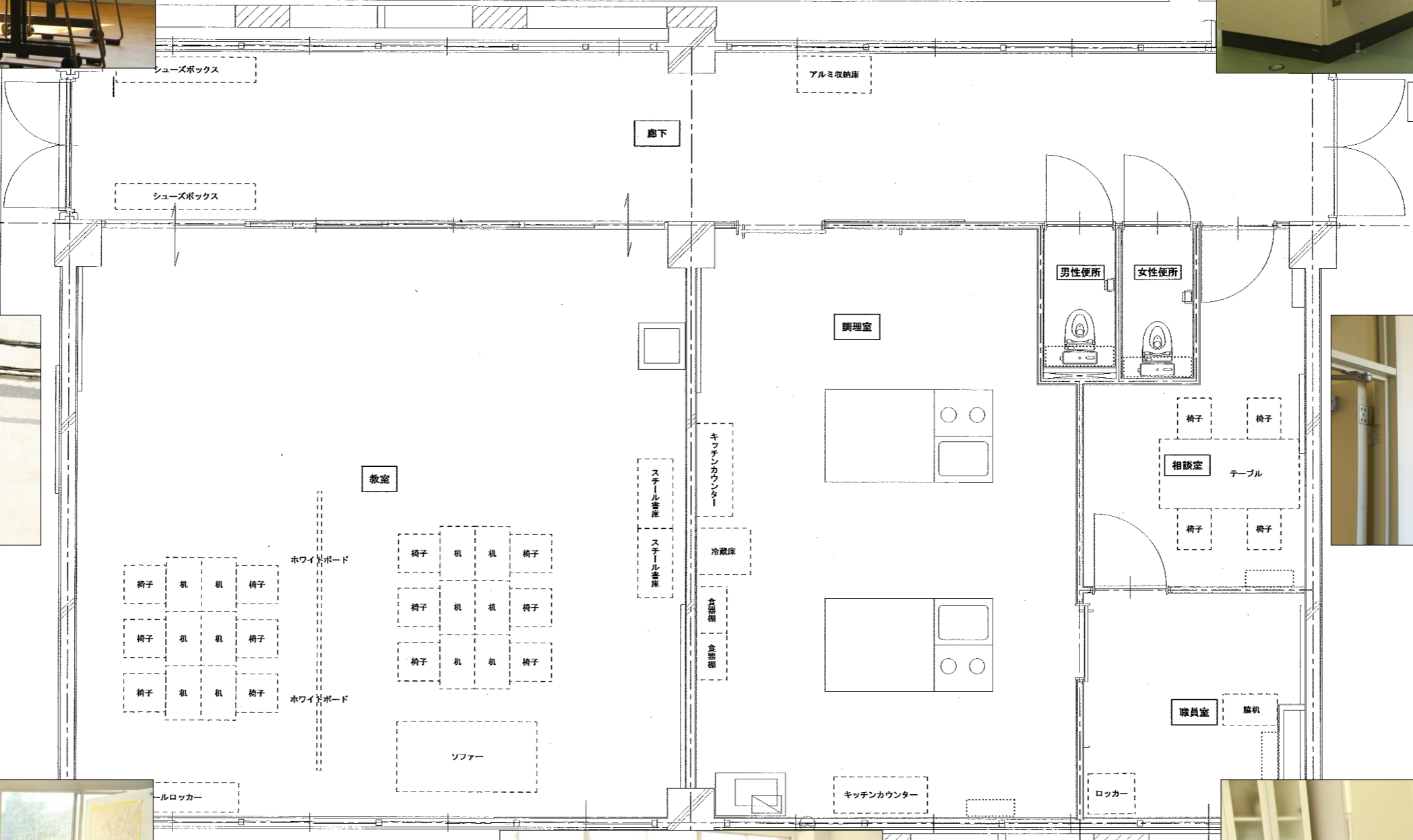
教室



教室



調理室



葉山町教育支援教室（ヤシの実）

ガイドブック

葉山町教育委員会 教育研究所

〒240-0111

神奈川県三浦郡葉山町堀内 2050-9